

施設園芸省エネ設備導入支援事業実施要領

(目的)

第1条 施設園芸は経営に占める燃油費の割合が極めて高く、燃油価格高騰の影響を受けやすい業種であることから、一般社団法人日本施設園芸協会が実施する「施設園芸等燃油価格高騰対策」における令和4事業年度の施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）に申請している団体の構成員である農業者を対象に、省エネルギーに資する設備及び資材の導入に係る経費を支援することにより、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図る。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、令和4事業年度のセーフティネット事業に申請している団体の構成員である農業者とする。

(事業の内容)

第3条 セーフティネット事業における省エネルギー等対策取組計画（以下「省エネ計画」という。）の実現に向けて行う、省エネルギーに資する設備及び資材の導入に係る経費であって、次条の補助対象経費に規定するもののうち、必要かつ相当と認めるものについて、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び農林水産部関係補助金交付要綱（平成24年3月30日付け三重県公告第249号）及び農産園芸課関係補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助する。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、省エネ計画の実現に向けて行う、省エネルギーに資する設備及び資材の導入に係る経費として、別表1に記載されたものとする。

2 補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、上限金額は別表1のとおりとする。

(事業実施計画の提出)

第5条 事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式1）を作成し、管轄する農林水産（農政、農林）事務所を経由して、知事に提出するものとする。

(事業実施計画の審査)

第6条 知事は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、速やかにこの内容を調査し、事業内容、目標の妥当性及び実現の可能性について審査をするものとする。

2 前項の審査により、相当と認められた事業実施計画に係る省エネ計画について、別表2に定めた採択加算ポイントを算定するものとし、ポイントが上位の事業実施主体から順に予算の範囲内において採択をするものとする。

(採択の結果の通知)

第7条 知事は、別記様式2により前条2項の規定による採択結果を申請者に通知するものとする。

(計画の変更、中止又は廃止の承認)

第8条 前条の規定により採択の通知を受けた申請者は、次に掲げる事由が生じた場合、第5条の手續に準じて、変更(中止又は廃止)承認申請(別記様式3)を知事に提出し、承認を得るものとする。

(1) 補助対象経費の変更(30%以下の減額を除く。)

(2) 事業内容の中止又は廃止

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日までに、交付要領第3条の規定に基づき基本第1号様式を提出し、交付決定を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定(以下「交付決定」という。)後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、交付決定前着手届(別記様式4)を知事に提出するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第11条 事業実施主体は、実績報告書(別記様式1)を事業完了の日から1か月を経過した日又は令和5年3月20日のいずれか早い日までに、管轄する農林事務所を經由して知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月4日から施行する。